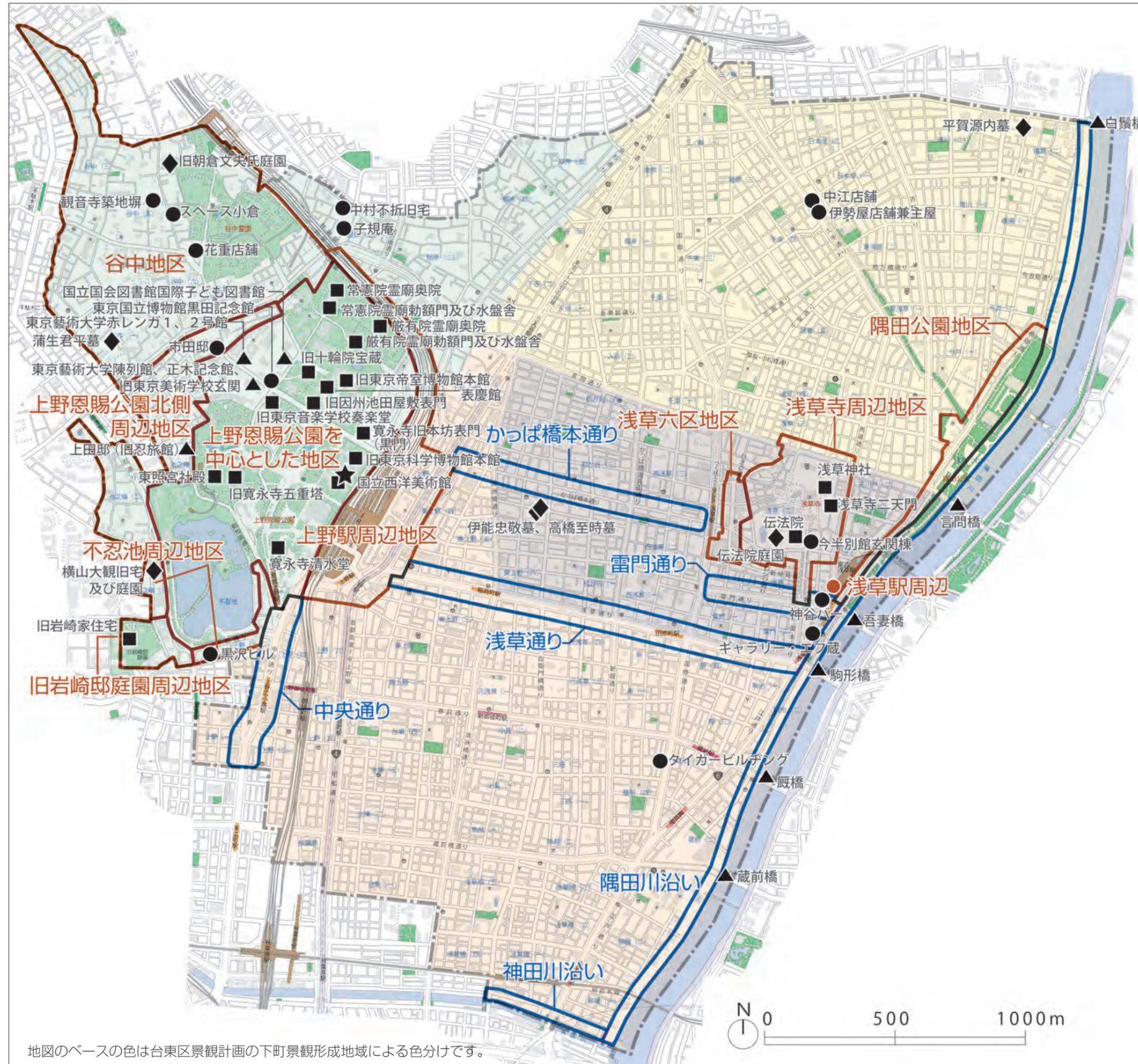


# 特に配慮すべき地区及び景観資源位置及び景観まちづくり協定位置図



## 特に配慮すべき地区の区域

1. 特に配慮すべきエリア  
 景観の骨格を形成する地形や緑、歴史や文化的資産が集積する地区、区の玄関口にあたる地区で、特に良好な広告景観を形成する地区（台東区景観計画における景観形成特別地区及び景観育成地区）
2. 特に配慮すべき水辺・通り  
 台東区の景観を特徴づける地形、歴史、交通等のネットワークを形成する河川沿いの水辺や通りで、地域特性を活かした広告景観を形成する地区（台東区景観計画における景観基本軸）

## 景観資源

●	景観重要建造物
▲	都選定歴史的建造物
★	世界文化遺産
■	国指定重要文化財
◆	国指定史跡・名勝

## 景観まちづくり協定位置図



## ※景観まちづくり協定

台東区景観条例に基づき、特定の区域における建築物等の所有者や管理者が、その区域の景観まちづくりに関する協定を締結することにより、積極的に景観まちづくりに寄与するよう努めるものです。

①	伝法院通り江戸まちづくり景観協定
②	奥山おまいりまち景観協定
③	千束通りコミュニティ商店街景観協定
④	伝法院通り東商店会景観協定
⑤	浅草花やしきエンターテインメント通り景観協定
⑥	かっぱ橋本通り公西会“かっぱの皿の乾かない環境づくり”のための景観協定
⑦	雷門東部商店会景観協定

地図のベースの色は台東区景観計画の下町景観形成地域による色分けです。